

大岳放課後児童クラブ 施設指定管理者募集要項

令和7年11月

久米島町こども未来課

目 次

1 対象施設の概要	1
2 指定管理者が行う管理等の基準	1
3 指定管理者が行う業務	1
4 指定予定期間	1
5 利用料金に関する事項	1
6 指定管理料	1
7 指定管理料の精算	2
8 申請者の資格	2
9 申請書類	3
10 申請書類の提出方法	4
11 募集に関する事項	5
(1) 募集に関する質問の受付 受付締切	5
(2) 募集に関する質問への回答	5
(3) 参加意思表明	5
12 指定管理者候補者の選定	5
(1)審査及び選定方法	5
(2)審査項目	6
13 選定結果通知	6
14 指定管理者の指定	6
15 申請にあたっての留意事項	6
16 指定後の手続	6
17 問い合わせ・書類提出先	7

大岳放課後児童クラブ施設指定管理者募集要項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全育成に資することを目的として設置する学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、当該施設の管理等を行う指定管理者の候補者を次のとおり募集する。

1 対象施設の概要

(1) 大岳放課後児童クラブ（以下、「大岳学童クラブ」という。）

- ・所在地：久米島町字山里177番地
- ・延床面積：205m²（1支援あたり定員40名受入れ可。2支援体制可。）
- ・施設内容：学童クラブ室、トイレ（男女別）、手洗い場、休憩室・台所・事務室（共用）

2 指定管理者が行う管理等の基準

- (1) 久米島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久米島町条例第26号）（以下「条例」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）、及び大岳放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例（令和4年久米島町条例第12号）（以下「大岳学童条例」という。）、久米島町放課後児童健全育成事業実施規則（平成30年久米島町規則第1号）（以下「実施規則」という。）及びこの要項等の規定に従って、学童クラブの管理等を行わなければならない。
- (2) 管理等の基準に関する詳細・目的事項は、指定管理者と町長が協議のうえ協定で定める。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例及び大岳学童条例、実施規則に基づき行うものとする。なお、業務内容の詳細及び履行方法については、指定管理者業務仕様書として別に定める。

4 指定予定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 利用料金に関する事項

大岳学童クラブは、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を適用する。利用料金の額を定めようとするときは、実施規則第14条及び大岳学童条例第10条に規定する額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

6 指定管理料

指定管理料は、人件費、施設の修繕費（大規模修繕を除く）、事務費等であり、別紙2に示した額を目安とし、毎年度の町の予算の範囲内において決定した額を支払うものとする。原則として増額は行わない。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合は、この限りではない。

7 指定管理料の精算

指定管理料に含まれる修繕費（見積もりによる金額が1件当たり年度協定書で定める金額を超える修繕を除く）について剰余金が生じた場合は、原則、町に返納するものとする。また、放課後児童健全育成事業に係る経費については、こども家庭庁から発出されている放課後児童健全育成事業実施要綱及び子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいた実績に応じて精算するものとする。

8 申請者の資格

- (1) 放課後健全育成事業を実施しているまたは同等の実績が1年以上ある法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、久米島町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）による更生・再生手続中でないこと。
- (4) 久米島町から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 納付すべき市町村税等（消費税及び地方消費税を含む。）の税金を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に違反し、公訴、送検又は命令等の行政処分を2年以内に受けていないこと。
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本町又は他の地方公共団体から指定の取消し処分を受けた日から2年以内のものではない又は管理の業務の全部若しくは一部の停止処分を受け停止処分期間中のものでないこと。
- (9) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。
- (10) 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反していないもの。または、違反するものとして関係機関に認定された日から2年が経過している者。
- (11) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

9 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする事業者は、久米島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年久米島町条例第17号）（以下「指定管理条例」という。）及び久米島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年久米島町規則第17号）（以下「指定管理規則」という。）第4条に基づき、次に掲げる書類を、提出期間内に町長に提出すること。また申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

書類は原則A4縦型とし、A3の場合は折り込み、ファイルに綴ること。

また、【様式第1号】及び【様式第2号】、添付書類①から⑧までを順に整理し、それぞれの書類毎にインデックスを貼付、提出書類を①から連番で頁を中央下に記載すること。

※各種証明書については、申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

- ・提出書類
 - ①公の施設に係る指定管理者申込書【様式第1号】
 - ②申立書【様式第2号】
 - ③団体概要書【別添1－2】 応募資格に関する書面のうち該当するもの
 - (ア) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - (イ) 法人以外の団体にあっては、団体の代表者の身分証明書
 - (ウ) 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書面
 - (エ) 令和7年度の納税証明書
 - ④法人等の経営状況を証明する書面のうち該当するもの
 - (ア)前事業年度（令和6年度）の収支計画書若しくは損益計算書又はこれらに相当する書面
(既に財産的取引活動を行っている法人等のみ。次項（イ）において同じ)
 - (イ)前事業年度（令和6年度）の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書面（作成しているもののみ）
 - (ウ)事業年度（令和7年度）の収支予算書及び事業計画書
 - (エ)事業報告書（令和6年度）
 - (オ)法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに相当する書面
 - ⑤管理運営事業計画書【別添2】【別添2－1】から【別添2－11】
 - ⑥収支予算書（4年分）【別添3－1】【別添3－2】
- ※平成29年11月に沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課が作成している『会計の手引き』（改訂版）を参考に作成してください。
- ⑦誓約書【別添4】

⑧ その他町長が必要と認める書類

- ア 職員に放課後児童支援員がいる場合は、その認定資格研修終了証の写し
- イ 障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業の活用を考えている場合は、研修受講証の写し

1 0 申請書類の提出方法

(1) 提出期間

令和7年11月13日（木）～令和7年12月17日（水）（土日祝日を除く）

時間：9時～17時まで（ただし、12時～13時を除く）

提出場所に直接持参又は郵送とする。

※1 郵送の場合、令和7年12月17日（水）17時、当日必着とする。

※2 書類の確認を行うため、提出に際しては事前に電話のうえ来庁すること。

※3 提出書類に不備がある場合は、指定された期限までに提出すること。

※4 提出された書類は返却しない。

(2) 提出場所

〒901-3193 久米島町字比嘉2870番地 久米島町役場こども未来課

電話 098-985-7115

(3) 提出部数 正本1部、副本10部とする。

1 1 募集に関する事項

(1) 募集に関する質問の受付

受付期間 令和7年11月13日（木）～ 令和7年12月3日（水）15時まで

質問方法 質問の趣旨を簡潔にまとめ、質問書【別添5】に記載し、メールにて提出すること。
電話や口頭等による質問は受け付けない。

提出先 E-mail:kodomo@town.kumejima.lg.jp

(2) 募集に関する質問への回答

質問に関する回答は、隨時久米島町のホームページ上にて適宜公開を行う。

※質問者に関する公表は行わない。

(3) 参加意思表明

申請を希望する団体は、申請書提出前にあらかじめ公募に参加する意思を表明し、申請資格を有することを誓約すること。参加意思表明書【別添6】の提出がない者については、申請ができないものとする。

提出期間 令和7年11月13日（木）～令和7年12月5日（金）17時まで

提出場所 久米島町こども未来課へ提出すること。

1.2 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定にあたっては、指定管理条例第4条の規定等に基づく基準により総合的に高い評価を受けた申請者を、指定管理者候補者として選定する。

(1) 審査及び選定方法

① 資格審査（書類審査）

申請関係書類の提出後、申請者の資格を満たしているかどうか審査を行う。

② 選考

久米島町公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)にて選考を行う。選考は申請者毎にプレゼンテーション20分、質疑応答15分を行う。

プレゼンテーション審査の日程 令和7年12月24日（水）

※1 詳細の日程については、町が指定する。

※2 プrezentationは非公開とする。

※3 プrezentationは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は4人以内（代表者及び施設長予定者は必ず出席すること）とする。

※4 プrezentationは、提出された資料をもとに行うこと。

（当日の追加資料の配布はできません。）

※5 プrezentationの方法は、参加申込者の任意とし、パソコン等を使用する場合は参加申込者が用意すること。プロジェクター、スクリーンは本町が用意する。

※6 プrezentationの実施は、基本的に企画提案書等の提出順とする。

③ 選定された指定管理者候補者を指定管理者としない事情が生じた場合は、選定委員会において次点となった団体を順に候補者として選定するものとする。（選定委員会において基準点以上を獲得している団体に限る）

【選定スケジュール一覧】

- (1) 公募開始日 令和7年1月13日（木）
- (2) 質問締切日 令和7年1月23日（水） 15時まで
- (3) 質問回答日 隨時、久米島町ホームページに掲載
- (4) 参加意思表明提出締切日 令和7年1月5日（金） 17時まで
- (5) 企画提案書等の提出期限 令和7年1月17日（水） 17時まで
- (6) 選考（プレゼンテーション）令和7年1月24日（水）
- (7) 選定結果通知 決定後速やかに

1.3 選定結果通知

応募された団体には、選定結果を前項による選定等委員会終了後、速やかに文書にて通知する。なお、選定結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

1.4 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、指定管理条例第4条の規定に基づき、議会議決を経て指定管理者として指定する。

指定管理者として指定された団体は、指定管理条例第8条の規定に基づき、協定を締結するものとする。

1.5 申請にあたっての留意事項

- (1) 次の要件に該当する申請は無効とする。
 - ①申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（軽微なものについてプレゼンテーション審査の際に訂正を認める。）
 - ②申請書類に虚偽又は不正があった場合。
 - ③その他不正な行為があった場合。
- (2) 申請書類の提出後辞退を申し出る場合は、辞退届【別添7】を提出すること。
- (3) 申請にかかる費用は全て申請者の負担とする。
- (4) 本申請に係る情報公開請求があった場合は、久米島町情報公開条例（平成18年久米島町条例第1号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 6 指定後の手続

(1) 協定の締結

施設の管理業務等に関する細目的事項等については、町長と協議のうえ、基本協定を締結したうえで、各年度の指定管理業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める年度協定書を締結するものとする。

(2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は、町長と協議し、必要な準備事務を行うものとする。

(3) 協定で定める事項

ア 業務範囲に関する事項

イ 管理運営業務の実施に関する事項

ウ 指定管理者の収入および利用料等の徴収に関する事項

エ 管理運営業務の実施に伴うリスク分担に関する事項

オ 実績報告書等の提出及びモニタリングに関する事項

カ その他久米島町が必要と認める事項

1 7 問い合わせ・書類提出先

久米島町 こども未来課 担当（安里・儀間）

〒901-3193 久米島町字比嘉2870番地

TEL：098-985-7115 FAX：098-985-7120

E-Mail：kodomo@town.kumejima.lg.jp